

論文式試験問題集
[商法]

[商 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、農産物加工品の通信販売を業とする取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。甲社は種類株式発行会社ではなく、甲社の定款には、譲渡による株式の取得について取締役会の承認を要する旨の定めがある。甲社の発行済株式の総数は5000株であり、そのうち、Aが2000株を、Bが400株を、Cが1000株を、Dが1600株をそれぞれ保有している。

甲社の取締役はA、B及びEの3名であり、Aが代表取締役である。また、監査役にはFが就任している。Dは、かつて甲社の取締役であったが、数年前に甲社の経営方針をめぐってAと対立し、その際、CがAの側についたことから、甲社の取締役に再任されず、その後も取締役に選任されることはなかった。AとDの対立は現在まで続いている。
2. 甲社は、かねてより商品を保管する倉庫を建設するための用地を探していたところ、Cが保有している土地（以下「本件土地」という。）が倉庫建設に適していることが判明した。AはCとの間で、本件土地の売買交渉を進め、もう少しで契約が成立するところまでこぎつけた。

ところが、不動産業者から倉庫建設に適した別の土地の情報がもたらされた。その情報を受け、甲社の取締役会において審議したところ、本件土地に倉庫を建設するより不動産業者から提案された土地に倉庫を建設した方が円滑に商品を出荷することが可能となることから、本件土地の買取りを見送るとの結論に達した。
3. 上記のような取締役会での決定を受け、AがCのもとに赴き、本件土地を買い取ることができなくなったことを説明したところ、Cは納得しなかった。AはCの説得を続けたが、Cは聞き入れず、ついに本件土地の買取りができないなら今後の対応についてDに相談すると言い出した。CとDが協調して行動することを恐れたAは、本件土地の買取りを再検討する旨をCに告げてCのもとを去った。
4. 甲社の取締役会では、Aからの報告を受け、Cから本件土地を買い取ることとし、さらに、準備されていた本件土地に関する資料をもとに買取価格を検討し、2億円で本件土地を買い取ることがA、B及びEの賛成によって決定した（以下「本件取締役会決議」という。）。本件土地に関する資料によれば、本件土地の適正価格は2億円であった。
5. Aが、すぐさまCに甲社の本件取締役会決議の内容を知らせてCと再度交渉したところ、Cは本件土地を2億円で売却することを承諾し、本件土地の売買契約が成立した（以下「本件取引」という。）。
6. この頃、甲社の完全子会社である乙株式会社（以下「乙社」という。）の取締役が任期中に死亡したため、乙社の取締役に欠員が生じた。乙社の代表取締役を兼任するAは、Fを乙社の取締役にすることとし、乙社においてFを取締役に選任する手続を採るとともに、Fに対して乙社の取締役に就任するよう要請した。それを受け、FはAに乙社の取締役に就任すると返答した。
7. 本件取引のことを聞きつけたDは、本件土地より倉庫に適した土地があったにもかかわらず本件取引をしたことは、Cが甲社の株主であるために特別に優遇したものであり、不適切であると考え、友人の弁護士に対し、A、B及びE並びにC（以下「Aら」という。）が、本件取引に関して甲社に対して何らかの責任を負わないか検討してほしいと依頼した。
8. 弁護士のアドバイスを受けたDは、Aらに対して責任追及等の訴えを提起することとし、Fに対して、甲社としてAらに対して訴訟を提起するよう請求した（以下「本件提訴請求」という。）。本件提訴請求から60日以内に甲社がAらに対して訴訟を提起しなかったことから、Dは、甲社のためにAらに対する責任追及等の訴え（以下「本件訴え」という。）を提起した。

〔設問 1〕

本件訴えにおいて、Dの立場において考えられる主張及びその当否について、論じなさい。

〔設問 2〕

本件訴えの被告であるAらは、本件提訴請求は適法とはいえ、本件訴えは違法であると主張している。本件訴えは適法か、Aらの主張を踏まえて論じなさい。

2023 年 8 月 27 日
担当：弁護士 氏森政利

参 考 答 案

氏森 政利

第 1 設問 1 について

Dは本件訴えにおいて、甲社のCに対する本件土地の売却が、甲社株主であるCの株主としての権利の行使に際して財産上の利益を供与したものであるとして、甲社取締役であるA、B及びEに対しては会社法第120条第4項に基づき供与をした利益の価額に相当する額（つまり2億円）を連帯して甲社に支払うことを求め、株主Cに対しては法第120条第3項に基づき、供与を受けた利益を甲社に返還することを求めるものと考えられる。

1 A、B及びEに対する請求

まず、本件取引は、Cによる株主の権利の行使に関しなされたものといえるかが問題となる。この点、法120条第1項にいう「株主の権利の行使に関し」とは、会社法所定の株主の権利である自益権（308条1項等）及び共益権が含まれるものと解されるどころ、甲社による本件土地の購入の検討に際し、CはAに対して、「本件土地の買取りができないなら今後の対応についてDに相談する」と発言している。Cは甲社株式を1,000株、またAと事実上対立関係にあるDは1600株の議決権を保有していることから、CとDが共同して議決権を行使する場合、甲社取締役でもある株主A及び株主Bが共同して議決権を行使するとしても、甲社議決権の過半数を得ることができず、現経営陣による経営方針の決定等が妨げられる懸念がある。本件土地よりも倉庫に適した土地が他にあるにもかかわらず、あえて甲社がCより本件土地を購入しようとしたのは、まさにCとDによる共同での議決権行使を阻止することを企図するものであるから、本件取引はまさに「株主の権利の行使に関し」なされたものと解すべきである。

次に、本件取引により購入した本件土地の価額は適正価格であったことから、「財産上の利益の供与」に該当するかが問題となる。確かに、本件土地は適正価格である2億円で売買されていることに鑑みれば、甲社は本件取引により何らの財産的損失ないし負担はなく、それ故「財産上の利益の供与」に該当しないようにも思われる。しかしながら、甲社は前記のとおり本件土地よりも倉庫に適した土地があることを把握していたものであり、CとDが共同で議決権を行使することをおそれた甲社は、他のより良い経営判断を行うことなく本件取引を実行したものである以上、適正価格でなされた本件取引といえど「財産上の利益の供与」に該当するものと解すべきである。その場合の利益供与の額は2億円であり、対価として得た本件土地については法第120条第3項に従いCに返還すべきものと解すれば足りる。

そして、A、B及びEはいずれも本件取引を行うことについて本件取締役会決議において賛成していることから、会社法施行規則第21条第2号イに基づき、法第120条第4項にいう「利益の供与をすることに関与した取締役」に該当する。

以上より、A, B 及び E は連帯して、甲社に対して 2 億円を支払う義務を負うものであり、D の A, B 及び E に対する請求には理由があるものとする。

2 C に対する請求

前記のとおり、本件取引は、「株主の権利の行使に関し」、「財産上の利益の供与」がなされたものであるから、法第 120 条第 3 項に基づき、C は当該利益である 2 億円を甲社に返還することを要する。もっとも、C は当該利益と引換えに本件土地を甲社に給付しているものであるから、同項第 2 文に基づき、甲社より本件土地の返還を受けることができる。

第 2 設問 2 について

本件訴えは適法といえるか。本件提訴請求は甲社監査役である F に対してなされているところ、本件提訴請求の前に F は甲社の完全子会社である乙社の取締役就任に就任しており、当該取締役就任が法第 335 条第 2 項所定の兼業禁止に違反することから、本件提訴請求の適法性が問題となる。

法第 335 条第 2 項は、株式会社の監査役が、当該株式会社の子会社の取締役を兼ねることを禁止している。従って、甲社の取締役である F は、甲社の完全子会社である乙社の取締役に就任することはできない。

法 335 条第 2 項に違反して兼業禁止に抵触する役員に就任した場合、その効力がどうなるかが問題となる。この点、法 335 条第 2 項が監査役による子会社取締役との兼業を禁止している以上、子会社取締役への就任を監査役が承諾した時点において、当該承諾の意思表示は親会社の監査役を辞任する意思表示を兼ねるものと解すべきである。

従って、F は乙社の取締役への就任を承諾した時点で、甲社監査役を辞任したものと解する。

そうすると、本件提訴請求は既に辞任した F になされたものとなるため、提訴請求自体が違法となりそうにも思われる。しかしながら、甲社は監査役会設置会社であるところ、同社の監査役は F しかいなかったわけであるから、唯一の監査役 F が辞任すると、法定の員数を欠くこととなる。この場合、法 346 条第 1 項により、新たに選任された監査役が就任するまで、従前の監査役である F はなお監査役としての権利義務を有するものと解すべきである。

従って、本件提訴請求は法第 346 条 1 項によりなお甲社監査役としての権利義務を有する F に対してなされたものであり、適法であることから、本件訴えは適法であり、A らの主張は失当である。

以 上